

## 第47号議案

### 府中市立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年8月30日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

市立公園において指定管理者制度を導入することに伴い、所要の改正を行うものであります。

## 府中市立公園条例の一部を改正する条例

府中市立公園条例（平成14年3月府中市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第22条を第24条とし、第21条を第23条とし、第20条の次に次の2条を加える。

（指定管理者による管理）

第21条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、市立公園の管理運営に関する業務のうち、市立公園の施設、設備及び物品（第8条の規定により設置又は管理の許可を受けた公園施設を除く。次条第4号において同じ。）の維持管理に関する業務その他市長が必要と認める業務を行わせることができる。

2 市長は、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。

- (1) 第5条の規定により、市立公園の管理のため必要があると認めるときに、市立公園の使用を禁止し、又は制限すること。
- (2) 第7条の規定により、市立公園の管理上支障がないと認めるときに、同条第1項の許可をすること。
- (3) 第10条の規定により、第7条第1項の許可に際し、市立公園の管理上必要な範囲内で条件を付けること。

3 前項第2号の業務を指定管理者が行う場合において、申請に係る市立公園を市長が必要と認める事業に使用するときは、指定管理者は、許可をしないことができる。

（管理運営の基準）

第22条 指定管理者は、次に掲げる基準により、市立公園の管理運営に関する業務を行わなければならない。

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理運営を行うこと。
- (2) 市民の平等な利用を確保すること。
- (3) 利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。

- (4) 市立公園の施設、設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。
- (5) 業務に関連して取得した利用者の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、別途市長が定める管理運営に関する基準を満たすこと。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。